

山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター

指定特定相談支援 指定障害児相談支援

重要事項説明書

が利用するサービス

R7. 4

「指定特定相談支援 指定障害児相談支援事業」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障がい者総合支援法)の趣旨に従い、利用者がその有する能力及び適正に応じ、意志及び人格を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して支援することを目的として、指定特定相談支援、障がい児相談支援サービスを提供します。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
所在地	山形市城西町二丁目2番22号
電話番号	023-645-9230
代表者氏名	会長 今野 厚志
設立年月	昭和32年1月30日

2. 事業所の概要

事業所の名称	山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター		
事業所の種類	特定相談支援・平成24年4月1日 事業開始 (令和6年2月29日 指定更新) 山形市0630100048号 障害児相談支援・平成24年4月1日 事業開始 (令和6年2月29日 指定更新) 山形市0670100064号 指定一般相談支援・平成25年4月1日 事業開始 (令和7年年3月10日 指定更新) 山形市0630100048号		
サービスの主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者		
事業所の所在地	山形市城西町二丁目2番22号		
電話番号	646-5660	FAX番号	645-9073
管理者氏名	江口 雄大		
運営目的	人員及び運営に関する事項を定め、指定相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい者（児）及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、適切な指定相談支援の提供を図ることを目的とします。		

<p>運営方針</p>	<p>◎利用者の意思及び人格を尊重し、有する能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ う、利用者又は家族の希望を踏まえつつ、公正中立にサー ビス利用計画を作成するとともに、指定のサービス等が確 保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便 宜の提供を行います。</p> <p>◎事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市 町村、地域の保健・医療・福祉・就労・教育等のサービス との連携を図り、地域において必要な社会資源の開発に努 めます。</p> <p>◎障がい者総合支援法、児童福祉法、障害者虐待の防止、障 害者の養護者に対する支援等に関する法律、及び山形市が 定める基準その他関係法令等を遵守し、事業を実施するも のとします。</p>
<p>当法人が行なっ ている他の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 山形市社会福祉協議会 居宅介護事業所 (ホームヘルプサービス) • // 障がい者移動支援事業所 • // 障がい者訪問入浴サービス事業所 • // 地域包括支援センター(介護保険法) • // 居宅介護支援事業所(介護保険法) • // 訪問介護事業所(介護保険法) • // 訪問入浴介護事業所(介護保険法) • // 保育所型 認定こども園(児童福祉法)

3. 同事業所職員の体制

職種	人数	職務の内容
管理者	1名 (常勤・兼務)	従業者及び業務の一元的な管理 従業者への法令遵守の為の指揮命令
相談支援専門員	4名 相談支援専門員 従事者研修 平成28年10月修了 (常勤・兼務) 令和3年10月修了 令和4年10月修了 令和6年11月修了 (常勤・専任)	生活全般に係る相談 サービス等利用計画・障害児支援利用計画 の作成

4. 事業実施地域及び営業時間

実施地域	山形市、山辺町全域
営業日	月～金曜日（休業日：土・日・国民の祝日・12/29～1/3）
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分

5. 提供するサービスの内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。相談を受ける場合は、当事業所相談室又は利用者宅で行い、課題分析は厚生労働省の示すもので参考様式に基づいた書式で行います。

<サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の流れ>

① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者および家族等に面接して、利用者および家族等の置かれている心身の状況、利用者等の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

② 利用者および家族等の置かれた状況等を考慮して、利用者および家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量および利用料ならびに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案を作成します。

③ 相談支援専門員は、作成したサービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案の内容について、利用者等および家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定し、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ① 利用者及びその家族等と面談を行い、経過を把握します。
- ② サービス等利用計画・障害児支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を月々に算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者に通知します。(上限額管理)

④ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要の援助を行います。

(3) サービス等利用計画・障害児支援利用計画の変更

利用者等がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画・障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づき、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を変更します。

(4) 障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者等が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

6. サービス利用料金とお支払方法

(1) サービス利用料金

指定特定相談支援、障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談給付費等を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

*計画相談給付費

		月 額	要 件
計 画 相 談 給 付 費	サ ー ビ ス 利 用 支 援 費	20,140円 【機能強化型サービス利用支 援費Ⅰ】	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス等利用計画を利用者等に当事業所の担当 者が、内容を説明し、同意を得た上で交付しま す。 ② 利用者に必要に応じた訪問と、アセスメントおよ び担当者会議等を実施し、記録をします。 ③ 区分の認定や更新、計画の変更があった場合、サ ービス担当者会議の開催、または担当者に対する 照会等により、サービス等計画の内容について担 当者から意見を求め、サービス担当者へ交付しま す。 ④ 相談支援専門員1人当たりの計画相談給付の取扱 件数が、前6月間平均、月40件未満(障がい児を 含む)とします。 ⑤ 常勤専従の相談支援専門員数を4名以上配置。
	継 続 サ ー ビ ス 利 用 支 援 費	17,610円 【機能強化型継続サービス利用支 援費Ⅰ】	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス等利用計画を交付後継続的に、利用者 に月1回～6ヶ月に1回以上の訪問と、アセスメント 及び担当者会議等を実施し、記録をします。 ② 相談支援専門員1人当たりの計画相談給付の取扱 件数が、前6月間平均、月40件未満(障がい児を 含む)とします。 ③ 常勤専従の相談支援専門員数を4名以上配置。

計画相談給付費	加算	1,500円 【利用者負担上限額管理加算】	サービス等計画を作成し、利用者負担の上限額管理を行う場合に算定します。
		所定単位数の15% 【特別地域加算】	中山間地域等（厚生労働大臣が定める地域）に居住している者に対して指定相談支援を行った場合に算定します。
		3,000円 ^(①~④) 1,500円 ^(⑤) 【集中支援加算】	以下のいずれかに該当する場合に算定します。 ①障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面談する場合。 ②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合。 ③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。 ④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数は月3回、同一病院等については月1回を限度とする） ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとにそれぞれ月1回を限度とする）
		3,000円 【初回加算】	障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行い算定する。
		(Ⅰ)3,000円 (Ⅱ)1,500円 【入院時情報連携加算】	入院時における医療機関との連携を促進する観点から、入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に算定します。 (Ⅰ)医療機関を訪問しての情報提供を行った場合。 (Ⅱ)医療機関への訪問以外の方法で情報提供を行った場合。
		3,000円 【退院・退所加算】	退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画書等を作成した場合に算定します。

計画相談給付費	加算	<p>3,000円<small>(情報提供以外)</small> 1,500円<small>(情報提供)</small> 【居宅介護支援事業所等連携加算】</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、利用者の心身状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス利用等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所または指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に算定します。</p>
		<p>2,000円<small>(計画作成月の面談)</small> 3,000円<small>(モニタリング月の面談・通院同行)</small> 1,500円<small>(情報提供)</small> 【医療・保育・教育機関等連携加算】</p>	<p>サービス利用支援等の実施において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に算定します。</p>
		<p>1,000円 【サービス担当者会議実施加算】</p>	<p>継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接することに加え、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に算定します。</p>
		<p>1,000円 【サービス提供時モニタリング加算】</p>	<p>継続サービス利用支援等の実施またはそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場면을直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に算定します。</p>
		<p>5,000円 【地域生活支援拠点等機能強化加算】</p>	<p>地域生活支援拠点における相談支援事業者の、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算です。</p>
		<p>600円 【精神障害者支援体制加算Ⅰ】</p>	<p>精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性および支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置した場合。</p>

* 障害児相談給付費

		月 額	要 件
障害児相談給付費	サービス利用支援費	<p>22,010円</p> <p>【機能強化型障害児支援利用援助費Ⅰ】</p>	<p>①障害児支援利用計画を利用者等に当事業所の担当者が、内容を説明し、同意を得た上で交付します。</p> <p>②利用者に必要に応じた訪問と、アセスメントおよび担当者会議等を実施し、記録をします。</p> <p>③区分の認定や更新、計画の変更があった場合、サービス担当者会議の開催、または担当者に対する照会等により、サービス等計画の内容について担当者から意見を求め、サービス担当者へ交付します。</p> <p>④相談支援専門員1人当たりの計画相談給付の取扱件数が、前6月間平均、月40件未満(障害児者を含む)とします。</p> <p>⑥ 常勤専従の相談支援専門員数を4名以上の配置</p>
	サービス利用継続支援費	<p>18,960円</p> <p>【機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰ】</p>	<p>①障害児支援利用計画を交付後継続的に、利用者に月1回から6か月に1回以上訪問アセスメントおよび担当者会議等を実施し、記録をします。</p> <p>②相談支援専門員1人当たりの計画相談給付の取扱件数が、前6月間平均、月40件未満(障害児者を含む)とします。</p> <p>③常勤専従の相談支援専門員数を4名以上配置。</p>

障害児相談給付費	加算	1,500円 【利用者負担上限額管理加算】	サービス等計画を作成し、利用者負担の上限額管理を行う場合に算定します。
		5,000円 【初回加算】	保護者の障がい受容ができないこと等により、以下のいずれかを満たす場合は特にアセスメントに係わる業務負担として加算の対象となります。 (1) 新規に障がい児支援利用計画を作成する場合 (2) 前6月間において、障がい児通所支援・障がい福祉サービスを利用していない場合
		所定単位数の15% 【特別地域加算】	中山間地域等（厚生労働大臣が定める地域）に居住している者に対して指定相談支援を行った場合に算定します。
		【入院時情報連携加算】 (Ⅰ) 3,000円 (Ⅱ) 1,500円	入院時における医療機関との連携を促進する観点から、入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に算定します。 (Ⅰ) 医療機関を訪問しての情報提供を行った場合 (Ⅱ) 医療機関への訪問以外の方法で情報提供を行った場合。
		3,000円 【退院・退所加算】	退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画書等を作成した場合に算定します。
		3,000円（情報提供以外） 1,500円（情報提供） 【保育・教育等移行支援加算】	就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継ぎに一定期間を要する者に対し面接等行った場合に算定します。
		2,000円 （計画作成月の面談） 3,000円 （モニタリング月の面談・通院同行） 1,500円 （情報提供） 【医療・保育・教育機関等連携加算】	障害児支援利用援助等の実施において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に算定します。

障害児相談給付費

加算

<p>3,000円^(①~④) 1,500円^(⑤) 【集中支援加算】</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合に算定します。 ①障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面談する場合。 ②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合。 ③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。 ④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数は月3回、同一病院等については月1回を限度とする） ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとにそれぞれ月1回を限度とする）</p>
<p>1,000円 【サービス担当者会議実施加算】</p>	<p>継続障害児支援利用援助等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接することに加え、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に算定します。</p>
<p>1,000円 【サービス提供時モニタリング加算】</p>	<p>継続障害児支援利用援助等の実施またはそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に算定します</p>
<p>5,000円 【地域生活支援拠点等機能強化加算】</p>	<p>地域生活支援拠点における相談支援事業者の、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算です。</p>
<p>600円 【精神障害者支援体制加算Ⅰ】</p>	<p>精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性および支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置した場合。</p>

事業者がサービス利用計画作成費の代理受領を行わない場合は、市町村の指示する金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者等に「サービス提供証明書」を交付します。（「相談支援事業提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談作成費等が支給されます。）

7. サービス提供を行う相談支援専門員

管理者	江口雄大	電話 023(646)5660
担当相談支援専門員		Fax 023(645)9073

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者等及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

8. 事故発生時の対応

事業者は、契約者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに山形市、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。その概要は次のとおりです。

- 指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。
- 事故の発生、発見があった場合には、生命の安全の確保を図ります。

- 保護者、家族等及び事業所に概要を報告します。事故の詳細や今後の対応を説明します。
- 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、生命の安全の確保のため必要な処置等をするとともに、救急車の要請や主治医に連絡する等の必要な措置を講じます。

※当事業所は、社会福祉法人全国社会福祉協議会「社協の保険（総合補償）」に加入しています。

主治医	医療機関名	氏名
	電話番号	住所
その他緊急連絡先	本人との関係	氏名
	電話番号	住所

9. 守秘義務等

(1) 事業者、相談支援専門員等は、相談支援サービスを提供する上で知り得た利用者等及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約を終了した後も継続します。

(2) 前項に関わらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、利用者等又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び山形市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者等の負担となります。）保存期間は、指定相談支援を提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者等からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

1 1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	江口雄大
-------------	------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 職員に対する虐待防止啓発のための研修を実施しています。

12. サービス内容に関する苦情

(1) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

【サービス相談・苦情窓口】

担当部署	山形市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター (担当 岸本)
電話番号	023-646-5660
受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)

当事業所では、事務局長を苦情処理責任者として苦情処理解決推進チームを設置し、社会性と客観性を確保するため第三者委員を配置しています。

(2) 当事業所以外に、下記の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

山形市役所福祉推進部 障がい福祉課	所在地	山形市旅籠町2丁目3番25号
	電話番号	023(641)1212
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
山辺町役場 保健福祉課	所在地	山辺町緑ヶ丘5番地
	電話番号	023(667)1107
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
山形県健康福祉部 障がい福祉課	所在地	山形市松波二丁目8番1号
	電話番号	023(630)2268
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで

山形県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	山形市小白川町二丁目3番31号
	電話番号	023(626)1755
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで

令和 年 月 日

指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 山形市城西町二丁目2番22号

事業所名 山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター

職・氏名 相談支援専門員

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援事業の提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印

保護者 住 所

氏 名

印

私は、契約者の意志を確認し、契約者に代わり、上記署名を行いました。

代理人 住 所

氏 名

印

続柄（利用者との関係）